

お客様各位

カタログ等資料中の旧社名の扱いについて

2010年4月1日を以ってNECエレクトロニクス株式会社及び株式会社ルネサステクノロジが合併し、両社の全ての事業が当社に承継されております。従いまして、本資料中には旧社名での表記が残っておりますが、当社の資料として有効ですので、ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

ルネサスエレクトロニクス ホームページ (<http://www.renesas.com>)

2010年4月1日

ルネサスエレクトロニクス株式会社

【発行】ルネサスエレクトロニクス株式会社 (<http://www.renesas.com>)

【問い合わせ先】 <http://japan.renesas.com/inquiry>

ご注意書き

1. 本資料に記載されている内容は本資料発行時点のものであり、予告なく変更することがあります。当社製品のご購入およびご使用にあたりましては、事前に当社営業窓口で最新の情報をご確認いただきますとともに、当社ホームページなどを通じて公開される情報に常にご注意ください。
2. 本資料に記載された当社製品および技術情報の使用に関連し発生した第三者の特許権、著作権その他の知的財産権の侵害等に関し、当社は、一切その責任を負いません。当社は、本資料に基づき当社または第三者の特許権、著作権その他の知的財産権を何ら許諾するものではありません。
3. 当社製品を改造、改変、複製等しないでください。
4. 本資料に記載された回路、ソフトウェアおよびこれらに関連する情報は、半導体製品の動作例、応用例を説明するものです。お客様の機器の設計において、回路、ソフトウェアおよびこれらに関連する情報を使用する場合には、お客様の責任において行ってください。これらの使用に起因しお客様または第三者に生じた損害に関し、当社は、一切その責任を負いません。
5. 輸出に際しては、「外国為替及び外国貿易法」その他輸出関連法令を遵守し、かかる法令の定めるところにより必要な手続を行ってください。本資料に記載されている当社製品および技術を大量破壊兵器の開発等の目的、軍事利用の目的その他軍事用途の目的で使用しないでください。また、当社製品および技術を国内外の法令および規則により製造・使用・販売を禁止されている機器に使用することができません。
6. 本資料に記載されている情報は、正確を期すため慎重に作成したのですが、誤りがないことを保証するものではありません。万一、本資料に記載されている情報の誤りに起因する損害がお客様に生じた場合においても、当社は、一切その責任を負いません。
7. 当社は、当社製品の品質水準を「標準水準」、「高品質水準」および「特定水準」に分類しております。また、各品質水準は、以下に示す用途に製品が使われることを意図しておりますので、当社製品の品質水準をご確認ください。お客様は、当社の文書による事前の承諾を得ることなく、「特定水準」に分類された用途に当社製品を使用することができません。また、お客様は、当社の文書による事前の承諾を得ることなく、意図されていない用途に当社製品を使用することができません。当社の文書による事前の承諾を得ることなく、「特定水準」に分類された用途または意図されていない用途に当社製品を使用したことによりお客様または第三者に生じた損害等に関し、当社は、一切その責任を負いません。なお、当社製品のデータ・シート、データ・ブック等の資料で特に品質水準の表示がない場合は、標準水準製品であることを表します。
標準水準： コンピュータ、OA 機器、通信機器、計測機器、AV 機器、家電、工作機械、パーソナル機器、産業用ロボット
高品質水準： 輸送機器（自動車、電車、船舶等）、交通用信号機器、防災・防犯装置、各種安全装置、生命維持を目的として設計されていない医療機器（厚生労働省定義の管理医療機器に相当）
特定水準： 航空機器、航空宇宙機器、海底中継機器、原子力制御システム、生命維持のための医療機器（生命維持装置、人体に埋め込み使用するもの、治療行為（患部切り出し等）を行うもの、その他直接人命に影響を与えるもの）（厚生労働省定義の高度管理医療機器に相当）またはシステム等
8. 本資料に記載された当社製品のご使用につき、特に、最大定格、動作電源電圧範囲、放熱特性、実装条件その他諸条件につきましては、当社保証範囲内でご使用ください。当社保証範囲を超えて当社製品をご使用された場合の故障および事故につきましては、当社は、一切その責任を負いません。
9. 当社は、当社製品の品質および信頼性の向上に努めておりますが、半導体製品はある確率で故障が発生したり、使用条件によっては誤動作したりする場合があります。また、当社製品は耐放射線設計については行っておりません。当社製品の故障または誤動作が生じた場合も、人身事故、火災事故、社会的損害などを生じさせないようお客様の責任において冗長設計、延焼対策設計、誤動作防止設計等の安全設計およびエージング処理等、機器またはシステムとしての出荷保証をお願いいたします。特に、マイコンソフトウェアは、単独での検証は困難なため、お客様が製造された最終の機器・システムとしての安全検証をお願いいたします。
10. 当社製品の環境適合性等、詳細につきましては製品個別に必ず当社営業窓口までお問合せください。ご使用に際しては、特定の物質の含有・使用を規制する RoHS 指令等、適用される環境関連法令を十分調査のうえ、かかる法令に適合するようご使用ください。お客様がかかる法令を遵守しないことにより生じた損害に関し、当社は、一切その責任を負いません。
11. 本資料の全部または一部を当社の文書による事前の承諾を得ることなく転載または複製することを固くお断りいたします。
12. 本資料に関する詳細についてのお問い合わせその他お気付きの点等がございましたら当社営業窓口までご照会ください。

注 1. 本資料において使用されている「当社」とは、ルネサスエレクトロニクス株式会社およびルネサスエレクトロニクス株式会社とその総株主の議決権の過半数を直接または間接に保有する会社をいいます。

注 2. 本資料において使用されている「当社製品」とは、注 1 において定義された当社の開発、製造製品をいいます。

必ずお読み下さい。

4500 シリーズ用コンパクトエミュレータ専用
エミュレータデバッグ
M3T-PD45M V.1.21 Release 00
リリースノート
第 1 版

株式会社ルネサス ソリューションズ

2006 年 6 月 1 日

概要

この度は M3T-PD45M V.1.21 Release 00 (以下 PD45M とします) を採用いただきまして誠にありがとうございます。
本資料は、製品の構成、インストール手順、ユーザーズマニュアルの補足等について説明しています。本製品をご使用の際は、このリリースノートもご覧いただきますようお願い申し上げます。
またリリースノートの最後に使用権許諾契約書を添付しております。ソフトウェア開封前に必ずご覧下さい。

目次

1. 製品の構成	2
2. 動作環境	3
3. インストール手順	3
3.1 PD45M のインストール	3
3.2 Acrobat Reader のインストール	3
3.3 USB デバイスドライバのインストール	3
3.4 ファームウェアの更新に失敗する場合の対処方法	4
4. 技術サポート	4
4.1 電子メールでの技術サポート	4
4.2 FAX での技術サポート	4
5. ユーザーズマニュアルの補足	5
5.1 ブランチ命令最適化プログラム AS4 について	5
6. 注意事項	7
6.1 ブランチ命令最適化機能について	7
6.2 FILE コマンドについて	7
6.3 Windows 上でのファイル操作について	7
6.4 ROM の最大アドレスが 2000h 以上のマイコンのご使用について	7
7. バージョンレポート	8
7.1 PD45M V.1.21 Release 00	8
7.2 PD45M V.1.20 Release 01	8
7.3 PD45M V.1.20 Release 00	8
7.4 PD45M V.1.10 Release 2	8
7.5 PD45M V.1.10 Release 1	8
7.6 PD45M V.1.00 Release 1	9
8. 使用権許諾契約書	9

1. 製品の構成

PD45M V.1.21 Release 00 は、以下のものから構成されています。

1. 製品ディスク

(1) プログラム

PD45M の setup.exe を実行しますと、以下のファイルがインストールされます。

- pd45m.exe Ver.1.20.02
- pdbdll.dll Ver.1.20.02
- communi.dll Ver.2.01.05
- asm45.exe Ver.1.11.01C
- as4.exe Ver.1.00.01
- opt4p1.exe Ver.1.00.01
- opt4p2.exe Ver.1.00.10
- crf45.exe Ver.1.00.01C
- m345xxa1.c0 (以下のファイル)

m34509a1.c0			
-------------	--	--	--

- m345xx.dbg (以下のファイル)

m34509.dbg	m34519.dbg	m34552.dbg	m34559.dbg
m34571.dbg			

- m345xxxx.dat (以下のファイル)

m34508g4.dat	m34509g4.dat	m4508g4h.dat	m4509g4h.dat
m34518m2.dat	m34518m4.dat	m34518m6.dat	m34518m8.dat
m34519m6.dat	m34519m8.dat		
m34552m4.dat	m34552m8.dat	m4552m4h.dat	m4552m8h.dat
m34553m4.dat	m34553m8.dat	m4553m4h.dat	m4553m8h.dat
m34556m4.dat	m34556m8.dat	m4556m4h.dat	m4556m8h.dat
m34559g6.dat	m34571g4.dat	m34571g6.dat	m34571gd.dat
m34583md.dat	m34584md.dat		

- pd45m.fwi
- pd45m.hlp

(2) 電子マニュアル(以下のファイル)

PD45M V.1.10 ユーザーズマニュアル	pd45muj.pdf
ASM45 V.1.11 ユーザーズマニュアル	asm45uj.pdf

(3) USB 用デバイスドライバ

- musbdrv.sys
- musbdrv.inf

USB 用デバイスドライバは、インストールしたディレクトリ下の 'drivers' ディレクトリ (例 : c:\mntool\pd45m\drivers) にコピーされます。システムへのインストールは USB 使用時に行います。

(4) PD45M V.1.21 Release 00 リリースノート

- pd45mnj.pdf

使用権許諾契約書を含みます。

- もし、これらのものが製品に含まれていない場合は、ご購入いただいた弊社営業または特約店にご連絡下さい。
- リリースノートの最後にソフトウェア使用権許諾契約書を添付しております。ソフトウェア開封前に必ずご覧下さい。

2. 動作環境

PD45M は、以下のホストマシン上で動作します。

ホストマシン名	IBM ¹ PC/AT互換機
OS	Microsoft Windows ² 98 Microsoft Windows 2000 Microsoft Windows Me Microsoft Windows XP
CPU	Pentium ³ II 233MHz以上を推奨
メモリ	128M バイト以上を推奨

3. インストール手順

3.1 PD45M のインストール

1. インストーラの起動

Windows のエクスプローラ等から製品ディスクの¥PD45M¥W95J フォルダにある” setup.exe”を起動してください。

2. 製品ライセンスの表示

“製品ライセンス契約”ダイアログにおいて、PD45M の製品ライセンスの契約内容を表示しています。契約内容は、必ずお読みください。

3. ユーザ情報の入力

“ユーザ情報ダイアログ”において、ユーザ情報(ご契約者、所属、連絡先、インストール先)を入力してください。入力された情報は、メールによる技術サポートのフォーマットとなります。

4. コンポーネントの選択

“コンポーネントの選択”ダイアログにおいて、インストールするコンポーネントを選択してください。このダイアログでは、インストール先ディレクトリを変更することが可能です。

[注意事項]

ホストマシンのOSにWindows 2000/XPをご使用の場合は、**administrator**の権限を持つユーザが実行して下さい。

administratorの権限を持たないユーザでは、インストールを完了することができませんので、ご注意下さい。

3.2 Acrobat Reader のインストール

PD45M のマニュアルは、電子マニュアルとして提供しています。電子マニュアルを参照するためには、Adobe Reader が必要です。最新版の Adobe Reader は、アドビシステムズ社のホームページからダウンロードしてください。

アドビシステムズ社のホームページアドレス：<http://www.adobe.co.jp/>

3.3 USB デバイスドライバのインストール

以下の手順で USB デバイスドライバをインストールしてください。

1. ホストマシンとコンパクトエミュレータを USB ケーブルで接続してください。
2. コンパクトエミュレータの電源を投入してください。
3. USB デバイスが検出され、対応するデバイスドライバをインストールするためのウィザードが起動します。

そのままウィザードに従うとセットアップ情報ファイル (inf ファイル) を指定するためのダイアログがオープンします。PD45M をインストールしたディレクトリ下 (例：c:¥renesas¥pd45m¥drivers) の musbdrv.inf ファイルを指定してください。

¹ IBMおよびATは、米国International Business Machines Corporationの登録商標です。

² Microsoft、MS-DOS、WindowsおよびWindows NTは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における商標または登録商標です。

³ Intel、Pentiumは、米国Intel Corporationの登録商標です。

[注意事項]

- ・ USB デバイスドライバをインストールするには、あらかじめご使用になる PD45M がインストールされている必要があります。先に PD45M をインストールしてください。
- ・ USB 通信は、Windows Me/98/2000/XP 以外の OS では使用できません。
- ・ Windows 2000/XP をご使用の場合、USB デバイスドライバのインストールは Administrator 権限を持つユーザが実施してください。
- ・ インストール中にデバイスドライバ本体 musbdrv.sys が見つからないというメッセージが出る場合があります。musbdrv.sys は、musbdrv.inf ファイルと同じディレクトリに格納されていますので、こちらを指定してください。

3.4 ファームウェアの更新に失敗する場合の対処方法

下記に示す手順でエミュレータをメンテナンスモードで起動してからファームウェアをダウンロードしてください。ファームウェアをダウンロードする際は、コンパクトエミュレータに、ユーザシステムを接続しないでください。

1. USB インタフェースケーブルをコンパクトエミュレータとホストマシンに接続します。
2. エミュレータの電源投入後、2 秒以内にコンパクトエミュレータのシステムリセットを押し、メンテナンスモードに切り替えます。メンテナンスモードへ切り替わると、SYSTEM STATUS LED の SAFE が点滅します。
3. PD45M を起動します。Init ダイアログ設定終了後、ファームウェアのダウンロードを促すダイアログが表示されますのでメッセージに従ってダウンロードしてください。ダウンロードの所要時間は約 60 秒です。

4. 技術サポート

4.1 電子メールでの技術サポート

インストール時に入力いただいた情報を元に技術サポート用のテキストファイルを作成しています。そのテキストファイルにご質問内容を入力頂き、弊社 ツールサポート窓口(csc@renesas.com)宛に送付ください。

テキストファイルは、

Windows メニュー [スタート]→[プログラム]→[Renesas]

→[PD45M V.x.xx Release xx]→[サポート連絡書]

の選択でオープンできます。

4.2 FAX での技術サポート

技術サポート連絡書に必要事項を記入頂き、弊社 ツールサポート窓口(FAX: 06-6398-6191)宛に送付ください。

「技術サポートに関するお願い」

弊社のソフトウェアツールでは、動作環境としてホストマシンの種類を指定しています（例：IBM PC/AT とその互換機等）。これは弊社が想定する（サポートの対象とする）動作環境を示すためのもので、該当する全ての機種や、該当する機種のあらゆる環境（デバイスドライバ、周辺装置等）における動作を"保証"するものではありません。弊社が指定した動作環境でソフトウェアツールをお使いの場合に万一、問題が発生した場合は、その問題を解決するための技術サポート（不具合修正や問題回避策のご連絡等）をさせていただきます。

なお、お客様の環境下で発生した問題が弊社の動作環境下で再現できない場合、その問題を解決するためにお客様にご協力頂く場合があります（お客様同意の上、機材等をお借りする場合があります）。予めご了承下さいますようお願い申し上げます。

5. ユーザーズマニュアルの補足

5.1 ブランチ命令最適化プログラム AS4 について

AS4 は、ルネサス 4 ビットマイクロコンピュータ 4500 シリーズ用のアセンブルドライバです。4500 シリーズ用のアセンブリ言語ソースファイルからオブジェクト(機械語)ファイルを生成します。また、ソースファイル内にブランチ命令の最適化記述がある場合は、ブランチ命令の最適化を行います。

5.1.1 概要

1. 構成

AS4 は、以下に示す 4 つの実行ファイルで構成されます。

実行ファイル名	内容
AS4.EXE	アセンブルドライバ
OPT4P1.EXE	最適化処理 1
OPT4P2.EXE	最適化処理 2
ASM45.EXE	アセンブラ本体

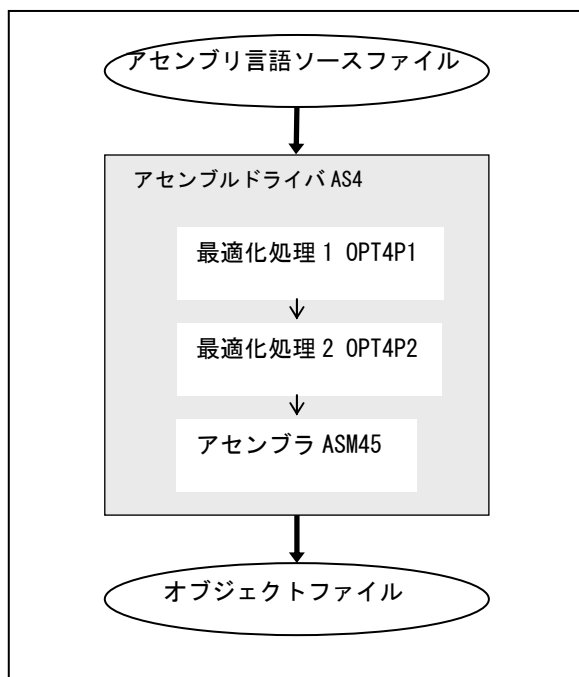
2. 生成ファイル

AS4 は、アセンブリ言語ソースファイルを読み込み、以下のファイルを生成します(アセンブリ言語ソースファイルの名称が"sample.asm"の場合)。

ファイル名	内容
sample.hex	機械語情報を格納しているファイルです。
sample.sym	デバッグ情報を格納しているファイルです(-S オプション指定時)。
sample.map	ページ毎の使用メモリ情報を格納したファイルです(-A オプション指定時)。
sample.prn	処理対象のソースファイルとその配置アドレス及び生成データを示したファイルです(-L オプション指定時)。
sample.tag	アセンブル中に発生したエラーメッセージ及びワーニングメッセージを格納したファイルです(-E オプション指定時)。
sample.op1	最適化処理 1 OPT4P1 が生成したファイルです。
sample.op2	最適化処理 2 OPT4P2 が生成したファイルです。

3. 処理手順

AS4 の処理フローを以下に示します。



5.1.2 操作方法

1. 起動方法

AS4 を起動するためには、以下のパラメータを入力する必要があります。

(1) ソースファイル名 (必須項目)

- アセンブル対象となるソースファイル名を指定します。指定できるソースファイル数は、1 個です。
- ファイル属性".ASM"を省略した場合、既定値として属性".ASM"を選びます。
- ファイル名をフルネームで指定することにより、".ASM"以外の属性のファイルも指定可能です。
- ファイル名は、ディレクトリパス名が指定可能です。ファイル名のみを記述した場合、カレントディレクトリ中のファイル进行处理します。

(2) コマンドパラメータ

AS4 のオプションは、ASM45 のオプション仕様に準拠しています。オプションの詳細については、ASM45 のユーザーズマニュアルを参照してください。

オプション名	内容
-	画面へのメッセージ出力を抑止します。
-A	マップファイルを生成します。
-C	シンボルファイルにソースラインデバッグ情報を出力します。
-D	シンボルに数値を設定します。
-E	TAG ファイルを生成します。
-L	プリントファイルを生成します。
-M	使用 MCU を指定します。
-N	ブランチ命令最適化用命令 BRN の使用を禁止します。
-O	出力ファイルの出力先パスを指定します。
-P	データファイル (M345xxxx.DAT) が格納されているディレクトリを指定します。
-R	マクロ疑似命令及び BRN 命令の展開をプリントファイル上に出力します。
-S	シンボルファイルを生成します。
-VER	各実行ファイルのバージョンを表示します。
-X	アセンブル終了後、クロスリファレンサ CRF45 を起動します。

(3) 入力方法

AS4 は、DOS 窓でコマンド行を入力することにより起動します(-S はオプションです)。

例) C> AS4 sample -S<Enter>

5.1.3 ソースプログラムの記述方法

ブランチ命令を最適化する場合は、最適化対象となるブランチ命令のニーモニックを"BRN"と記述してください。AS4 では、"BRN"と記述されている命令を最適なブランチ命令 ("B"または"BL") に変換します。なお、最適化の必要がない場合は、従来通り、"B"、"BL"を直接ソースプログラムに記述してください。

```

-M34520M6
    .org 0,0
start:
    LA    0
next:
    SEA  3
    A    1
    BRN  loop    ;最適化対象
    B    next    ;最適化対象外
    ...
loop:
    B    loop    ;最適化対象外
    .end

```


5.1.4 制限事項

AS4 を使用する上で以下の制限事項があります。

- 最適化用命令”BRN”のオペランドは、ラベル、既定値シンボル、即値の何れかです。
- 疑似命令”.ORG”のオペランドは、既定値シンボル、即値の何れかです。
- 疑似命令”.ORG”の指定は、アドレスの昇順に並べる必要があります。

6. 注意事項

6.1 ブランチ命令最適化機能について

ASM45 のブランチ最適化用命令 ”BRN” を記述した箇所の最適化を誤り、ブランチ範囲外エラーとなる場合があります。

「発生条件」

以下 2 点の条件をすべてみたす場合に発生することがあります。

- (1) ”BRN” 命令のオペランドに指定したラベルが前方参照ラベルである。
 - (2) (1) のラベルは ”BRN” 命令を記述したページの次ページに記述している。
- ”BRM” 命令のオペランドが即値、または後方参照ラベルの場合は発生しません。

```

.org 0h, 7bh
  BRN lab1 ; ← ”B” 命令として処理され、その結果エラーとなる
  BRN lab2
  BRN lab3
lab1: nop ; 前方参照ラベル
lab2: nop
lab3: nop

```

エラーが発生する行の ”BRN” 命令をページ外ブランチ命令 ”BL” に変更してください。

6.2 FILE コマンドについて

ダウンロードしたプログラムが複数のソースファイルから構成されている場合で、かつその中の一部のソースファイル (xxxx) が削除されているときに、以下のコマンド

FILE ファイル名

を実行すると、指定したファイルの有無に関らず、以下のエラーメッセージ

"ファイル xxxx が見つかりません。"

が表示される場合があります。

その場合は、削除してしまったファイルを元に戻すか、プログラムウィンドウの View ボタンでソースファイルの表示を行ってください。

6.3 Windows 上でのファイル操作について

PD45M/AS4/ASM45/CRF45 は、Windows Me/98/95、Windows 2000/NT 4.0 上で動作しますが、以下の点に注意してご使用頂くようお願いします。

1. ファイル名、及びディレクトリ名について
 - ロングファイル名には、対応しておりません。MS-DOS のファイル名規則 (8.3) に従います。このため、「長いファイル名」、「!」が 2 つ以上あるファイル名」等を使用することはできません。
 - 空白文字を含むファイル名、ディレクトリ名は使用できません。
 - 漢字のファイル名、ディレクトリ名は使用できません。
2. ファイル指定、及びディレクトリ指定について
 - “...” (2 つ上のディレクトリ指定) は使用できません。
 - ネットワークパス名は使用できません。ネットワークパスを使用する場合は、ドライブに割り当てて使用してください。

6.4 ROM の最大アドレスが 2000h 以上のマイコンのご使用について

TABP 命令のオペランドに 2000h 以上アドレスのラベルを記述できますが、転送元のページは、RBK/SBK 命令の設定状況に依存します。

7. バージョンレポート

7.1 PD45M V.1.21 Release 00

本バージョンでは、前バージョン PD45M V.1.20 Release 01 から以下の仕様を変更しました。

7.1.1 機能拡張、仕様変更

- 下記の MCU のデータファイルを追加致しました。
 - ・ M34559G6

7.2 PD45M V.1.20 Release 01

本バージョンでは、前バージョン PD45M V.1.20 Release 00 から以下の仕様を変更しました。

7.2.1 障害改修

- ハードウェアブレイクのスタックオーバーフロー検出機能において、MCU のスタックレジスタ SK が最大レベルを超えていないにも関わらず、スタックオーバーフローを検出してしまふ問題を改修しました。

7.2.2 機能拡張、仕様変更

- 下記の MCU のデータファイルを追加致しました。
 - ・ M34571G4/G6/GD

7.3 PD45M V.1.20 Release 00

本バージョンでは、前バージョン PD45M V.1.10 Release 2 から以下の仕様を変更しました。

7.3.1 障害改修

- カバレッジウィンドウの表示ラベルが、ターゲットプログラムの再ダウンロード時に更新されない問題を改修しました。
- メモリウィンドウのウィンドウサイズをターゲットプログラム実行中に変更した場合に、ターゲットプログラムが停止する場合のある問題を改修しました。
- レジスタウィンドウ及び Register コマンドで Z,X,Y レジスタにデータポインタ範囲外の値を指定した場合、エラーとなる問題を改修しました。

7.3.2 機能拡張、仕様変更

- 4508/4509 グループマイコン用コンパクトエミュレータ M34509T2-CPE に対応しました。
- PD45M と接続するコンパクトエミュレータを選択できる機能を追加しました。接続するコンパクトエミュレータは、Init ダイアログで指定します(シリアル No.から選択します)。
- Z,X,Y レジスタの値がデータポインタ範囲外の場合、レジスタウィンドウでデータポインタ値を表示しないようにしました。
- ソース行情報が読み込まれていない場合、ソースウィンドウをターゲットプログラム実行中にオープンできないようにしました。
- ロード系のエラーを 1500 番台から 15000 番台に変更しました。
- 下記の MCU のデータファイルを追加致しました。
 - ・ M34508G4/G4H
 - ・ M34509G4/G4H

7.4 PD45M V.1.10 Release 2

本バージョンでは、前バージョン PD45M V.1.10 Release 1 から以下の仕様を変更しました。

7.4.1 障害改修

- オーバステップ実行が正しく行えないことがある問題を改修しました。
詳細は、2004 年 11 月 01 日発行のツールニュース (RSO-M34519T2-CPE-041101D) を参照ください。

7.4.2 機能拡張、仕様変更

- 下記の MCU のデータファイルを追加致しました。
 - ・ M34552M4H/M8H
 - ・ M34553M4H/M8H
 - ・ M34556M4H/M8H

7.5 PD45M V.1.10 Release 1

本バージョンでは、前バージョン PD45M V.1.00 Release 1 から以下の仕様を変更しました。

7.5.1 障害改修

- スクリプトウィンドウでスクリプトファイルを実行した場合、デバッガが反応しなくなる可能性がある問題を改修しました。

7.5.2 機能拡張、仕様変更

- 下記の MCU のデータファイルを追加致しました。
 - ・ M34518M2/M4/M6/M8
 - ・ M34519M6/M8
 - ・ M34552 M4/M8
 - ・ M34553 M4/M8
 - ・ M34556 M4/M8
 - ・ M34583 MD
 - ・ M34584 MD
- ダウンロード速度を高速化しました。

7.6 PD45M V.1.00 Release 1

本バージョンが、最初のバージョンとなります。

8. 使用権許諾契約書

必ずお読みください。

本ソフトウェアは、お客様がこの「使用権許諾契約書」にご同意頂いた場合のみご使用頂けます。

ソフトウェア使用権許諾契約書

本製品の名称 : M3T-PD45M
ライセンス数 : 1ライセンス

お客様（以下、「甲」といいます）と株式会社ルネサス ソリューションズ（以下、「乙」といいます）とは、この「ソフトウェア使用権許諾契約書」（以下、「本契約」といいます）とともに提供されるソフトウェア及びそのマニュアルにつき、以下の通り契約するものとします。

第 1 条 用語の定義

1. 「許諾ソフトウェア」とは、本製品をインストールすることにより、「指定システム」へコピーされる全てのファイル、及び本製品に付属する全ドキュメントをいいます。
2. 「指定システム」とは、甲が許諾ソフトウェアをインストールし、使用する 1 台のコンピュータシステムをいいます。ネットワークを使用している場合には、許諾ソフトウェアに含まれる実行プログラムを実行する中央処理装置を持つ 1 台のコンピュータシステムをいいます。
3. 「マスタディスク」とは、乙が製造する本製品を含んだ CD-ROM をいいます。

第 2 条 ライセンスの許諾

乙は甲に対し、以下の譲渡不可の非独占的権利を許諾します。

1. 許諾ソフトウェアを一台の指定システム上でのみ使用すること
2. 本契約第 2 条(1)のために 1 台の指定システムにインストールを用いて許諾ソフトウェアの複製を持つこと
3. 本契約第 2 条(1)のために許諾ソフトウェアに含まれる電子マニュアルをプリンタ装置で出力すること

第 3 条 制限

1. 甲は、本契約による使用権を譲渡したり、マスタディスク及び許諾ソフトウェアをレンタルまたはリースすることはできません。
2. 甲は、許諾ソフトウェアおよびその複製物に含まれている著作権表示を取り除いてはなりません。
3. 甲は、許諾ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アSEMBルすることはできません。
4. 甲は、許諾ソフトウェアに含まれる電子ファイルを販売等商業的利用の目的でプリンタ装置に出力することはできません。

第 4 条 許諾ソフトウェアの権利

許諾ソフトウェアの著作権はすべて乙に帰属するものであり、本契約のいかなる条項も、甲にかかる著作権の全部又は一部を譲渡するものではありません。

第 5 条 秘密保持

1. 甲は、許諾ソフトウェアを秘密として保持し、その全部または一部を第三者に開示してはなりません。
2. 前項の義務は、許諾ソフトウェアに含まれる情報のうち、次の各号のいずれかに該当するものには及ばないものとします。
 - ・ 甲が許諾ソフトウェアを受領したときに既に所有していた情報
 - ・ 甲が許諾ソフトウェアを受領したときに既に公知であった情報
 - ・ 甲が許諾ソフトウェアを受領後、甲の責によらず公知となった情報
 - ・ 甲が許諾ソフトウェアにふれることなく独自に開発した情報
 - ・ 行政庁または裁判所から開示を求められた情報ただし、この場合、開示に先立ち甲は書面により乙に通知し、乙に当該開示に異議を申し立てる機会を与えなければならないものとします。

第 6 条 契約期間と終了

本契約は、甲が許諾ソフトウェアをインストールした時から発効し、下記の各号により終了するまで有効に存続するものとします。

1. 甲は乙に対し 1 ヶ月前の書面通知を出すことにより、何時でも本契約を終了させることができます。

2. 乙は、甲が本契約のいずれかの条項に違反したときは甲に書面通知を出すことにより何時でも無条件に本契約を終了させることができます。
3. 本契約が終了した場合といえども、第 5 条、第 7 条及び第 8 条は甲乙合意解約するまで有効に存続するものとします。

第 7 条 本契約終了後の義務

1. 甲は、本契約が終了した場合には、乙から受領した許諾ソフトウェア及び本契約に基づいて作成した許諾ソフトウェア複製物のすべてを破棄するものとします。但し、乙から書面による承諾を得た場合には、甲は保存用として許諾ソフトウェアの複製物を 1 部保存することができます。
2. 甲は、本契約終了の日から前項の処置を行い、その旨を証明する文書を 1 ヶ月以内に乙に提供するものとします。

第 8 条 紛争処理

許諾ソフトウェアが第三者の著作権、工業所有権などの知的財産権を侵害するものとして甲と当該第三者との間に紛争が生じた場合であって、次の各号すべての条件を満たす場合には乙は自己の責任と費用でその解決に当たるものとします。

1. 当該侵害が、許諾ソフトウェアと他の製品または部品との結合または組み合わせによるものではないこと。
2. 甲が許諾ソフトウェアを本契約の規定に従って使用していること。
3. 甲が当該紛争の存在を速やかに乙に通知し、当該第三者との交渉、係争の権限を乙に付与すること。

第 9 条 乙の免責

1. 乙は、許諾ソフトウェアに関するいかなる保証および賠償を行いません。従って許諾ソフトウェアに関して発生した問題は甲の責任および費用負担によって処理されるものとします。但し、乙は、乙が開設するホームページ、その他の手段によって、乙が適切と判断した情報提供を行う事とし、これをもって唯一の責任とします。また本条項により甲に乙が提供したソフトウェアは許諾ソフトウェアとみなします。
2. 甲が許諾ソフトウェアをバージョンアップする手続に関しては、乙が開設するホームページ、その他の手段によって、乙が適切と判断した手段で別途甲に連絡するものとします。なお乙はバージョンアップにかかる費用を甲に請求することができるものとします。乙はバージョンアップの際に甲へマスタディスクの提出を請求することができるものとします。

第 10 条 マスタディスク及び付属ドキュメントの保管

甲は許諾ソフトウェアのマスタディスク及び付属ドキュメントを保管し、乙の要求があれば速やかに乙に提示しなければなりません。

第 11 条 その他

1. 本契約に関わる紛争は、乙が指定する裁判所を管轄裁判所として解決するものとします。
2. 本契約に規定のない事項及び甲と乙との間に生じた疑義については、甲乙協議のうえ解決するものとします。

株式会社ルネサス テクノロジ